

報告第2号

専決処分について報告の件（その2）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和4年5月6日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 288,200円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●● ● |

令和4年3月30日 専決処分

説 明

令和4年1月17日午前5時頃、町道上関山二号線を西から東にかけて除雪作業中、車道の雪を押し込み過ぎたことにより、倉庫の柱及びシャッターを損傷させたものであります。

位置図



事故発生状況図

